



# 鳥取県公報

平成 28 年 5 月 20 日 (金)  
号外第 49 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 告 示 建築基準法による特定工程等の指定の一部改正 (370) (住まいまちづくり課) . . . . 2

# 告 示

## 鳥取県告示第370号

平成22年鳥取県告示第374号（建築基準法による特定工程等の指定について）の一部を次のように改正する。

平成28年 5 月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
1 略 2 中間検査を行う期間 平成22年7月8日から平成31年6月19日まで 3 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模 <u>法第27条第1項第1号から第3号までに掲げる特</u> <u>殊建築物</u>	1 略 2 中間検査を行う期間 平成22年7月8日から平成28年6月19日まで 3 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模 <u>法別表第1(イ)欄(一)項から(四)項までに掲げる</u> <u>用途に供する特殊建築物で、その構造及び規模が次</u> <u>のいずれかに該当するもの</u> (1) <u>当該建築物の同表(ロ)欄に掲げる階を当該用</u> <u>途に供するもの</u> (2) <u>当該用途に供する部分(同表(イ)欄(一)項の</u> <u>場合にあつては、客席の部分に限る。)の床面積</u> <u>の合計が同表(ハ)欄各項に掲げる面積に該当する</u> <u>もの</u> (3) <u>当該用途に供する部分(同表(イ)欄(二)項及</u> <u>び(四)項の場合にあつては2階の部分に限り、か</u> <u>つ、同表(イ)欄(二)項に掲げる用途のうち病院及</u> <u>び診療所については当該2階の部分に患者の収容</u> <u>施設がある場合に限る。)の床面積の合計が同表</u> <u>(ニ)欄各項に掲げる面積に該当するもの</u>
4～6 略	4～6 略